

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

訓 令	職員 の 駐 在 及 び 駐 在 員 の 服 務 等 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令	四 六
告 示	災 害 救 助 法 に よ る 救 助 を 実 施 す る 件	四 五
	大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 第 六 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 変 更 の 届 出 が あ っ た 件	四 五
	大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 第 六 条 第 二 項 の 規 定 に よ り 変 更 の 届 出 が あ っ た 件	四 五
	土 地 改 良 区 の 定 款 の 変 更 を 認 可 し た 件	四 六
	保 安 林 の 指 定 を す る 予 定 で あ る 旨 通 知 が あ っ た 件	四 六
	保 安 林 の 指 定 施 業 要 件 を 変 更 す る 件	四 六
	道 路 の 区 域 を 変 更 す る 件 二 件	四 七
	土 砂 災 害 警 戒 区 域 及 び 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 を 指 定 す る 件	四 七
	福 島 県 収 入 証 紙 の 売 り さ ば き 人 と し て 指 定 し た 件	四 六
公 告	都 市 計 画 の 決 定 に 係 る 関 係 図 書 の 写 し の 送 付 を 受 け た 件	四 六
	落 札 者 を 決 定 し た 件 二 件	四 六
	随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た 件	四 六
	福 島 県 企 業 局	四 七
	福 島 県 企 業 局 財 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程	四 七
	福 島 県 病 院 局	四 七
	福 島 県 病 院 局 財 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程	四 七
	福 島 県 公 安 委 員 会	四 七
	銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法 の 規 定 に よ り 医 師 を 指 定 し た 件	四 七

訓 令

福 島 県 訓 令 第 十 三 号

本 庁 機 関 出 先 機 関

職 員 の 駐 在 及 び 駐 在 員 の 服 務 等 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る。

令 和 五 年 九 月 二 十 九 日

職 員 の 駐 在 及 び 駐 在 員 の 服 務 等 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

職 員 の 駐 在 及 び 駐 在 員 の 服 務 等 に 関 す る 規 程（昭 和 三 十 八 年 福 島 県 訓 令 第 三 十 四 号）の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

次 の 表 に よ り、改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 の 傍 線 を 付 し た 部 分 を、こ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定 の 傍 線 を 付 し た 部 分 の よ う に 改 め る。

改 正 後			改 正 前		
別 表（第 三 条 関 係）			別 表（第 三 条 関 係）		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（仮 称） ふ く し ま 農 業 人 材 育 成 セ ン タ ー 整 備 工 事 の 監 理 に 関 す る 業 務 に 従 事 す る 職 員	西 白 河 郡 矢 吹 町 一 本 木 四 四 六 番 地 一 （農 業 総 合 セ ン タ ー 農 業 短 期 大 学 校）	（仮 称） ふ く し ま 農 業 人 材 育 成 セ ン タ ー 整 備 工 事 の 監 理 に 関 す る 業 務 に 従 事 す る 職 員	福 島 県 立 ふ く し ま 医 療 セ ン タ ー こ こ ろ の 杜 整 備 工 事 の 監 理 に 関 す る 業 務 に 従 事 す る 職 員	西 白 河 郡 矢 吹 町 滝 八 幡 一 〇 〇 番 地（ふ く し ま 医 療 セ ン タ ー こ こ ろ の 杜）	福 島 県 立 ふ く し ま 医 療 セ ン タ ー こ こ ろ の 杜 整 備 工 事 の 監 理 に 関 す る 業 務 に 従 事 す る 職 員

附 則

こ の 訓 令 は、令 和 五 年 十 月 一 日 か ら 施 行 す る。

（行 政 経 営 課）

告 示

福島県告示第六百号

令和五年台風第十三号に伴う大雨により災害が発生した次に掲げる地域について、令和五年九月八日から災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助を実施する。
令和五年九月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

地域
いわき市及び南相馬市

（災害対策課）

福島県告示第六百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年九月二十九日から令和六年一月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
令和五年九月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヴィアフレスコ 福島県南相馬市原町区北原字本屋敷百八十六ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社キクチ
代表取締役社長 菊地 逸夫
福島県相馬市中村字宇多川町十七番地
（変更後）フレスコ株式会社
代表取締役 菊地 盛夫
福島県相馬市中村字宇多川町十七番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（小売業を行う者の名称の変更）一件、小売業を行う者の代表者の変更 三件、小売業を行う者の住所の変更 四件、小売業を行う者の退店 一件、小売業を行う者の入店 三件）

三 届出年月日
令和五年九月十一日

四 届出をした者
フレスコ株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年九月二十九日から令和六年一月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
令和五年九月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヴィアフレスコ 福島県南相馬市原町区北原字本屋敷百八十六ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の店舗面積の合計
（変更前）八千六百四平方メートル

2 駐車場の収容台数
（変更後）九千七百九十五平方メートル

3 駐車の収容台数
（変更前）六百三十台

4 駐輪場の位置及び収容台数
（変更後）七百四十九台

5 位置 別紙図面のとおり
（変更前）位置 別紙図面のとおり
収容台数 二百三十台

6 位置 別紙図面のとおり
（変更後）位置 別紙図面のとおり
収容台数 二百六十四台

7 位置 別紙図面のとおり
（変更前）位置 別紙図面のとおり
面積 二百六十九平方メートル

8 位置 別紙図面のとおり
（変更後）位置 別紙図面のとおり
面積 二百六十四台

9 位置 別紙図面のとおり
（変更前）位置 別紙図面のとおり
面積 三百十九平方メートル

10 位置 別紙図面のとおり
（変更後）位置 別紙図面のとおり
面積 九十九立方メートル

11 位置 別紙図面のとおり
（変更後）位置 別紙図面のとおり
面積 百十六立方メートル

12 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
（変更前）午前九時
（変更後）午前九時

13 変更しようとする年月日
1、2、3、4及び5 令和六年五月十二日

14 届出年月日
令和五年九月十一日

15 届出をした者

フレスコ株式会社

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津中央土地改良区から令和五年九月八日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十日認可した。

令和五年九月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第六百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年九月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

東白川郡棚倉町大字流字豊山八七の二四から八七の二七まで、一〇〇の二、一〇〇の三、一〇〇の一、一七七から一七九まで、一八〇の一、一八〇の二、一八一、一八二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和五年九月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市平下大越字北萱野八六から八八まで、一二七の一、一二七の二、一二八の一、一二九の一、一三〇の一、一三一の一、一三二の一、一三三の一

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市平藤間字鯨三〇の二、三二の一、三二の二、三三の二から三三の四まで、五七

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市平藤間字北谷地一〇六の七から一〇六の一まで、一〇六の二六

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 1 いわき市三和町中寺字関所五五の一、五五の三、五五の四、字館下九四、一四四、一四七、一七二から一七四まで、一七五の二から一七五の一七まで、一七五の二八、一七五の五七、一七五の六〇、一七五の六二、一七五の六四
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県南建設事務所で令和五年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供す
る。

令和五年九月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 一一八号	東白川郡塙町大字塙字 末広町二二八番二地先 から 郡同町大字塙字 松岡一七三番七地先ま で	変更前 九・六 二四・二	変更後 一三・一 三二・五	一八一・二

(道路計画課)

福島県告示第六百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
課及び福島県中建設事務所で令和五年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年九月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道船引 大越小野 線	田村市滝根町広瀬字仲 寺二一六番二地先から 同 市滝根町広瀬字幡 門場七八番地先まで	変更前 一一・九 一七・二	変更後 一三・五 一八・〇	二六九・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律
第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂
災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
令和五年九月二十九日

令和五年九月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の範囲
南沢川	双葉郡広野町大字折木字南沢	土石流	次の図のとおり
日向	同 郡富岡町大字本岡字日向	急傾斜地の崩壊	
片倉	同 郡同 町大字上手岡字片倉	急傾斜地の崩壊	
小浜B	同 郡同 町小浜	急傾斜地の崩壊	

一 土砂災害警戒区域

二 土砂災害特別警戒区域

岩井戸B	同 郡同 町大字上郡山字岩井戸	急傾斜地の崩壊	
区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
南沢川	双葉郡広野町大字折木字南沢	土石流	次の図のとおり
日向	同 郡富岡町大字本岡字日向	急傾斜地の崩壊	
片倉	同 郡同 町大字上手岡字片倉	急傾斜地の崩壊	
小浜B	同 郡同 町小浜	急傾斜地の崩壊	
岩井戸B	同 郡同 町大字上郡山字岩井戸	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂 防 課）

福島県告示第六百九号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年九月十四日次のとおり指定した。

令和五年九月二十九日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 内 堀 雅 雄
 売りさばき所の名称及び所在地

株式会社日和 郡山市日和田町字 令和五年九月二二日から
 田中村屋 日和田七五番地 令和一〇年三月二二日まで

郡山市島二丁目三八番一五号
 はんこ屋さん二一郡

公 告

公告第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、浪江町から浪江市計画研究施設の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
 （都市計画課）

山フェスタ店
 郡山市日和田町字原
 一三番地の八（FE
 STA VILLA
 GE内）
 （出納総務課）

公告第187号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年9月29日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
可搬型モニタリングポスト 5式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士電機株式会社 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
- 5 落札金額
11,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年6月20日

（入札用度課）

公告第188号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年9月29日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
アラーム付電子式個人線量計 1,100台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額
30,721,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年6月27日

（入札用度課）

公告第189号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年9月29日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
ゲルマニウム半導体検出装置Ⅱ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年7月24日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
ミリオンテクノロジーズ・キャンベラ株式会社 東京都台東区浅草橋四丁目19番8号浅草橋ビル
- 5 随意契約に係る契約金額
21,494,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(入札用度課)

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年9月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第6号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第27号様式を次のように改める。

第27号様式（第24条、第25条、第26条、第27条、第31条、第33条、第35条、第39条、第40条、第86条、第87条、第88条、第89条、第181条、第199条、第230条関係）
（その1）

納入通知書兼領収証書		会計 所属 年度 調定番号 科目	
納入場所	出納取扱金融機関	左記の金額を納入してください。	
振込先	出納取扱金融機関	年 月 日	収入済印
	預金種目	口座番号	
納入先	福島県企業局	<p>左記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>福島県企業局 出納取扱金融機関</p>	
金額	%対象 税額	円	納期限
		円	
納付内容			
納入者		収入済印	

（出納員・収納店→納入者） 登録番号

(その2)

納入通知書 (副)		会計 所属 年度 調定番号 科目	
納入場所	出納取扱金融機関		
振込先	出納取扱金融機関		
	預金種目	口座番号	
納入先	福島県企業局		
金額	%対象 税額	円	納期限
		円	
納付内容	年 月 日 福島県企業出納員 福島県企業局 出納取扱金融機関		
納入者	様		収入済印

(出納員・収納店→総括店(県庁支店)) 登録番号

(その3)

領収済通知書				会計 所属 年度 調定番号 科目	
納入場所 出納取扱金融機関					
振込先 出納取扱金融機関					
預金種目		口座番号			
納入先 福島県企業局					
金額 %対象 税額		円 円 円		納期限	
納付の 内容					
納入者				様	
(出納員・収納店→総括店(県庁支店)→出納員) 登録番号					
左記の金額を領収したので通知します。 年 月 日 福島県企業出納員 福島県企業局 出納取扱金融機関					
収入済印				収入印	

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

(企業総務課)

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年9月29日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第8号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

様式第37号を次のように改める。

様式第37号(第24条—第27条、第63条、第80条、第81条関係)

納入通知書
領収証書

番号 年度	納入者	様
計 消費税額 消費税額 (注) 税率は適宜該当するものを記載すること。	円 円 円 円	
納付の 内容 (納付に係る年月日)	年 月 日	
納期限	年 月 日	
納入 場所 (出納取扱金融機関) (企業出納員)		
上記の金額を納入してください。 年 月 日		
福島県(立) (病院・診療所(代表者名) 氏名 印 (福島県病院事業管理者) 上記の金額を領収しました。		
登録番号T8800020003852 (名称: 福島県立病院事業会計)	収入済印	

領収通知書

番号 年度	納入者	様
計 消費税額 消費税額 (注) 税率は適宜該当するものを記載すること。	円 円 円 円	
納付の 内容 (納付に係る年月日)	年 月 日	
納期限	年 月 日	
科 目	(款) (項) (節)	
証券の 別 記 種 号 別 号	振出人	振出地
		支金 融 機 関
		払 金 額
		呈 示 有 効 期 限
		円
上記の金額を領収したので通知します。 年 月 日 (出納取扱金融機関)		
福島県(立) (病院・診療所(名)企業出納員様 (福島県企業出納員)		
登録番号T8800020003852 (名称: 福島県立病院事業会計)	収入済印	

収 納 書

番号 年度	納入者	様
計 消費税額 消費税額 (注) 税率は適宜該当するものを記載すること。	円 円 円 円	
納付の 内容 (納付に係る年月日)	年 月 日	
納期限	年 月 日	
備 考		
証券の 別 記 種 号 別 号	振出人	振出地
		支金 融 機 関
		払 金 額
		呈 示 有 効 期 限
		円
年 月 日 福島県(立) (病院・診療所(名)企業出納員 (福島県企業出納員)		
登録番号T8800020003852 (名称: 福島県立病院事業会計)	収入済印	

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

(病院経営課)

福島県公安委員会告示第101号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項等の規定による医師の指定に関する規則（平成21年福島県公安委員会規則第6号）第1条の規定により、次のとおり医師を指定した。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法の規定により医師を指定した件（平成29年福島県公安委員会告示第67号）は、廃止する。

令和5年9月29日

福島県公安委員会委員長 山 本 真 一

- 1 指定した医師の氏名、その者が勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

医師の氏名	病院等の名称	病院等の所在地	診断の対象者
矢部 博興	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島県福島市光が丘1番地	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に掲げる病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
寺山 賢次	社会医療法人一陽会一陽会病院	福島県福島市八島町15番27号	
丹羽 真一	公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院	福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地2	
吉原 章王	一般財団法人大原記念財団大原総合病院	福島県福島市上町6番1号	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に掲げる病気にかかっている者
小林 直人	医療法人湖山荘あずま通りクリニック	福島県福島市栄町1番28号	
川勝 忍	公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院	福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地2	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者
田子 久夫	公益財団法人磐城済世会舞子浜病院	福島県いわき市平藤間字川前63番地の1	

- 2 指定年月日
令和5年9月29日

（生活安全企画課）